



生活応援商品券を 配付します!

地域消費喚起・生活支援給付金 (きよす生活応援券発行)事業

新型コロナウイルス感染症及びまん延防止措置の影響により、生活様式の変更を余儀なくされている未就学児及び65歳以上の高齢者の皆さまに、生活応援商品券(対象者1人につき1万円)を給付します。

既にお手元へ届いている方も含め、7月初旬までにお届けする予定です。

生活応援商品券は、市内登録利用店舗で12月末まで利用可能です。

利用店舗は、同封の一覧表もしくは市ホームページでご確認ください。

■問合せ 産業課(南館3階)



理容業・美容業の方へ 新型コロナウイルス感染症対策休業協力金のお知らせ 申請期限:7月5日

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、休業されていた理容業・美容業の事業者の皆さまを対象として、協力金(県:10万円/市:10万円)が支給されます。

申請期限**[7月5日(日)消印有効]**が迫っていますので、対象の方は、申請をお急ぎください。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

■問合せ 産業課(南館3階)

申請が必要です 家庭学習応援金支給事業

緊急事態宣言に基づく学校の臨時休業措置に伴い、在宅での学習を余儀なくされた小中学校、高等学校等に在籍している児童・生徒の方に対し、家庭学習応援金(1人につき1万円)を支給します。

清須市以外の小中学校、高等学校、高等専門学校等に通う児童・生徒は、市役所へ申請が必要となります。詳しくは、**市ホームページ**をご確認ください。

※対象となるのは、令和2年5月22日時点で清須市に住民登録のある方で、平成14年4月2日～平成26年4月1日に生まれた方となります。

■問合せ 学校教育課(南館1階)

水道料金の基本料金を免除します

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済に甚大な被害がもたらされた現在の状況を踏まえ、市民生活並びに経済活動を支援するため、次のとおり水道料金の基本料金を免除します。

免除内容		水道料金の基本料金を2カ月分免除します。 ※水道料金の従量料金は対象外です。
対象 期間	清須市給水区域(春日地区)	令和2年6-7月分(7月検針分)
	名古屋市給水区域 (西枇杷島地区・清洲地区・新川地区)	令和2年7-8月分(8月検針分)又は 令和2年8-9月分(9月検針分)

口径別基本料金(2カ月分)

用途	一般用							業務用			
口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100	40	50	75	100
基本料金 [税込](円)	1,375	2,354	3,432	7,920	16,280	39,160	81,260	9,680	19,140	47,520	99,440

ご注意いただくこと

1. 下水道料金は対象外です。
2. 免除の手続きは必要ありません。
3. 免除手続きについて、市役所から電話や訪問をすることはありません。

■問合せ

清須市給水区域(春日地区)

清須市上下水道課(南館2階) ☎052-400-2911

名古屋市給水区域(西枇杷島地区・清洲地区・新川地区)

名古屋市上下水道局中村営業所 ☎052-483-1411



新型コロナウイルス感染症対策各種減免制度のお知らせ

制度の詳細につきましては、各担当課へお問い合わせください。

国民健康保険税

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する見込みの世帯に対し、国民健康保険税の減免を実施します。

- 対象者**
- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入）が前年と比べて3割以上減少する見込みの世帯
- ※②に該当する方は、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区別して計算される所得金額の合計額が、1,000万円以下であり、かつ、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が、400万円以下であることを条件とします。

申請に必要なもの

国民健康保険税減免申請書、申告書、収入見込額を記入するための資料、印章（はんこ）

■問合せ 保険年金課（北館1階）

後期高齢者医療保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する見込みの世帯に属する被保険者に対し、後期高齢者医療保険料の減免を実施します。

- 対象者**
- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入）が前年と比べて3割以上減少する見込みの世帯に属する被保険者
- ※②に該当する方は、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区別して計算される所得金額の合計額が、1,000万円以下であり、かつ、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が、400万円以下であることを条件とします。

申請に必要なもの

後期高齢者医療保険料減免申請書、収入見込額を記入するための資料、印章（はんこ）

■問合せ 保険年金課（北館1階）

国民年金保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難となった方に対して、臨時による特例免除申請を受け付けます。

- 対象者** 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる被保険者

対象期間 令和元年度分のうち、令和2年2月分～6月分

申請に必要なもの

国民年金保険料免除納付猶予申請書、簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）、年金手帳、所得見込額を記入するための資料（本人が金額を把握している場合は不要）、印章（はんこ）

■問合せ 保険年金課（北館1階）

介護保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する見込みの世帯に属する被保険者に対し、介護保険料の減免を実施します。

- 対象者**
- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯に属する第1号被保険者
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入）が前年と比べて3割以上減少する見込みの世帯に属する第1号被保険者
- ※②に該当する方は、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が、400万円以下であることを条件とします。

申請に必要なもの

介護保険料減免徴収猶予申請書、源泉徴収票（給与収入者）・収支内訳書（事業・不動産収入者）等、介護保険被保険者証、印章（はんこ）、マイナンバーが確認できるもの

■問合せ 高齢福祉課（北館1階）



「新しい生活様式」における 熱中症予防行動のポイント



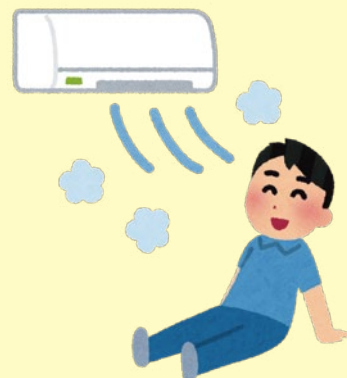
新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、「新しい生活様式」として、一人ひとりが感染防止の3つの基本である ①**身体的距離の確保** ②**マスクの着用** ③**手洗いや「3密(密集・密接・密閉)」を避ける** などの対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

このように、今夏は、これまでとは異なる生活環境下で迎えることとなりますが、一方で、例年以上に熱中症にも気をつけなければなりません。**十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心掛けるようにしましょう。**

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」における熱中症予防のポイントは次のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- エアコンを利用するなど、部屋の温度を調整しましょう。
- 感染症予防のため、換気扇や窓の開放により換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。
※一般的な家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで換気を行っていません。冷房時でも換気扇や窓の開放により換気を行いましょう。
- 外出時は、暑い日や時間帯を避け、無理をしないようにしましょう。
- 涼しい服装を心掛け、外出時は、日傘や帽子を活用しましょう。
- 少しでも体調に異変を感じたら、涼しい場所に移動し水分を補給しましょう。(急に暑くなった日や、久しぶりに暑い環境で身体を動かす時には特に注意が必要です。)



2 適宜マスクをはずしましょう

- 気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意です。
- 屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクをはずしましょう。
- マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩しましょう。

※マスクは、飛沫の拡散予防に有効で、「新しい生活様式」でも基本的な感染対策として着用をお願いしています。ただし、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることがあります。



3 こまめに水分補給しましょう

- 喉が渇く前に水分補給しましょう。
- 1日当たり1.2リットルを目安に水分をとりましょう。
- 大量に汗をかいた時は塩分も忘れずにとりましょう。





4 日頃から健康管理をしましょう

- 日頃から体温測定、健康チェックをしましょう。
※新型コロナウイルス感染症だけでなく、熱中症を予防する上でも有効です。
- 体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養しましょう。



5 暑さに備えた体作りをしましょう

- 暑くなり始めの時期から適度に運動をしましょう。
- 運動するときは、水分補給は忘れず、無理のない範囲で行いましょう。
- 「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度行いましょう。



高齢者、子ども、障がい者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集・密接・密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

出典：厚生労働省ホームページ

※広報清須今月号の25ページで、西春日井広域事務組合消防本部からの熱中症予防対策を紹介しています。こちらも参考としてください。

■問合せ 健康推進課（北館2階）

災害発生時に適切な避難行動をとるためのポイント

地震や風水害などのいつ起きるか分からない災害に備えて、日頃から「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとることができるようにしておきましょう。

◎新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、**災害時には、危険な場所にいる人は原則避難してください。**

※避難所では3つの密（密集・密接・密閉）が重なりやすくなりますが、本市では避難所のスペースの確保や衛生対策を講じてまいります。また、避難にあたって、体調の悪い方はご相談ください。

避難にあたっては、次のポイントにも留意してください。

◎避難とは「難」を「避」けること。**安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。**

◎避難先は、市の指定避難所だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。**

◎避難所の**マスク・消毒液・体温計**には限りがありますので、できるだけ**自ら携行**してください。また、水・食料・薬等、各自が必要なものは持参してください。

◎市が指定する**避難所を増設する可能性**があります。災害時には**市ホームページ等で確認**してください。

◎豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。やむをえず**車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認**してください。

■問合せ 防災行政課（北館3階）